

子育て

妊娠届と母子健康手帳

保健センター ☎64-7706

妊娠がわかったら、医療機関から発行される「妊娠届出書」を保健センターに提出してください。その際、赤ちゃんの健康の記録となる「母子健康手帳」や「妊婦一般健康診査受診票」、「妊婦歯科健康診査受診票」「新生児聴覚検査受診票」、出産に伴う諸手続きの案内をお渡しします。

- 必要なもの 妊娠届出書(医療機関から発行)
 マイナンバーカード

マタニティマーク

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。しかし、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」「たばこの煙が気になる」など妊婦さんには様々な苦勞があります。マークは、妊婦さんが身につけ、周囲に妊婦であることをわかりやすくするものです。



ぐーちょきパスポート



ぐーちょきパスポート

群馬県内にお住まいの(または子どもが群馬県内に通学・通園している)子育て世帯にお配りしています。

協賛店舗で提示すると、店舗のご厚意により割引やプレゼントなど、さまざまな「ちょい得」サービスを受けられるカードです。

配布対象

次のどちらかの条件を満たすご家庭に配布しています。

- 18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子どもがいる家庭
- 妊娠中の方がいる家庭

こうのとりの助成事業

保健センター ☎64-7706

玉村町では、不妊治療をされているご夫婦の医療費に対する助成を行っています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請時に、玉村町に住居登録してから1年以上経過している夫婦 ● 町税に滞納がない夫婦
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月1日～翌年3月31日の間に受けた不妊治療の医療費 ※保険診療一部負担額および保険適用外負担額を含みます。 ※文書料や入院時の食事代、差額ベッド代等は対象外です。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 不妊治療に要した医療費の1/2、上限額10万円 ● 1組の夫婦に対して、1年度あたり1回、5回を限度とする。

広告

フェリチェ玉村国際小学校

FELICE TAMAMURA INTERNATIONAL SCHOOL

Learn and be globally aware



抜群の英語力と高い基礎学力を培う私立バイリンガル小学校

Play Grow Learn 園児募集

新しい発見が
いっぱいの毎日

フェリチェ国際こども園

FELICE INTERNATIONAL KINDERGARTEN



小学校
〒370-1102
佐波郡玉村町飯塚345



こども園
〒370-1102
佐波郡玉村町飯塚328

出産・子育て応援交付金

保健センター ☎64-7706

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図ることを目的とした事業です。妊娠届出時に5万円、出生児1人につき5万円を現金で支給します。

陣痛タクシー助成事業

保健センター ☎64-7706

陣痛時等にタクシーを利用した妊婦に対し、その運賃の一部を助成します。

ママヘルプサービス

子ども育成課 ☎64-7719

産前・産後、昼間の育児協力が得られず、育児が不安であったり困難な方のお宅に訪問して、育児・家事に関するお手伝いをします。

利用可能期間	母子手帳交付から出産した乳児の退院後、6ヶ月の間に60時間までの利用ができます。(多胎児の場合は、12ヶ月で120時間)
利用時間・料金	1時間コース500円、2時間コース1,000円
利用内容	●乳児のもく浴介助 ●育児支援 ●食事の準備、片付け ●衣類の洗濯等 ●生活必需品等の買い物等
利用方法	玉村町ファミリー・サポート・センターまたは子ども育成課で手続きをしてください。役場へ来るのが困難な場合は、電話でも受け付けています。

一時預かり

子ども育成課 ☎64-7719

児童が保育所等を利用していない家庭で、保護者に用事ができた際などに利用できます。

対象児童	満1歳から小学校就学前の子ども(たまむら直心保育園は生後7ヶ月目から、にしきの保育園かみので・にしきの保育園よろくぶは共に生後2ヶ月目から)
実施場所	第1保育所(☎65-2565) 第3保育所(☎65-2567) 第4保育所(☎65-2564) にしきの保育園かみので(☎75-1777) にしきの保育園よろくぶ(☎75-4692) たまむら直心保育園(☎30-2115)
保育時間・利用料金	保育所ごとに違いますので、直接お問い合わせください。
申込方法	事前に各保育所に電話連絡をしてください。 ※お子さんの心身の状態によってはお預かりできないこともあります。

ファミリー・サポート・センター

玉村町ファミリー・サポート・センター ☎75-5211
玉村町大字下新田208-4(玉村町ふるハート交流館)

保護者の急用などの際の子どもの預かりや保育施設等からの送迎を有償で行う相互援助の活動組織です。子育ての手助けを必要とする「おねがい会員」、預かりを実施する「まかせて会員」を募集しています。

対象児童	概ね生後4ヶ月～小学校6年生の子ども		
利用料金 (健全児、病児・病後児(感染症等は不可))	利用日	利用時間	金額 (1時間あたり)
	平日 (月～金)	7:00～19:00	700円
		上記時間以外	900円
	土日、祝日、 年末年始	終日	900円
※その他、援助の内容によっては実費を負担していただく場合があります。			
利用方法	利用には会員登録(入会金500円、年会費500円)が必要です。ファミリー・サポート・センターで入会申し込みを行ってください。		

赤ちゃんの駅

子ども育成課 ☎64-7719

赤ちゃんの駅では、乳幼児をかかえる保護者の外出支援を目的として、授乳の場やおむつ替えの場などを提供しています。

赤ちゃんの駅マーク

赤ちゃんの駅設置場所

- 道の駅「玉村宿」
- フレッセイ(玉村店)
- ホンダカーズ伊勢崎中央(玉村店)
- 玉村八幡宮 ●(有)美創
- ウクレレ教室「みちくさや」
- 玉村町商工会
- 住民活動サポートセンター「[ぱる]」
- ファミリー・サポート・センター
- 文化センター ●社会体育館
- 総合運動公園クラブハウス ●北部公園休憩室
- 保健センター ●地域子育て支援センター
- 西児童館 ●健康の森児童館 ●上陽児童館
- 中央児童館 ●南児童館

このマークと
のぼりが目印だよ!



地域子育て支援センター

玉村町大字下新田176(第1保育所内) ☎30-6601

地域子育て支援センターは、乳幼児期のお子さん
と保護者が安心して遊べる場所です。遊具や絵本を常
備しているので、利用したことのない親子も大歓迎！
気軽に遊びに来てください。読み聞かせや手遊び、工
作等のイベントや講座も定期的に開催しています。ま
た、経験豊富な保育士が子育て相談に応じます。

●開館時間 平日 9:00～16:00

※土日・祝日、年末年始はお休みです。

Pick Up!

たまたんサンデー

毎月第4日曜日(予定)に施設を開放して楽しいイ
ベントを企画しています。開催日は年間スケジュー
ルでチェック!

はじめましての日

毎月2回程度、子育て支援センターデビューをした
い親子さんのための日があります!

児童館

子ども育成課 ☎64-7719

町内に5館ある児童館は、地域の子育てネットワ
ークづくりのため、子育て中の親子の集いの場となっ
ています。児童厚生員の指導のもと、乳幼児から小学
生くらいまでの児童が遊びに来ています。西児童館
と中央児童館では親子で参加できる親子教室(登録
制)を実施しています。

児童館名	開所時間	所在地・電話	休館日
西児童館	平日 10時00分～17時00分	板井53-1 ☎65-1137	土日・祝日 年末年始
健康の森 児童館	終日 10時00分～18時00分	飯倉59-3 ☎64-6600	月曜日 年末年始
上陽 児童館	平日 10時00分～18時00分 土曜日 10時00分～17時30分	樋越865-2 ☎64-6565	日・祝日 年末年始
中央 児童館	平日 10時00分～18時00分 土曜日 10時00分～17時30分	福島533-2 ☎64-1400	日・祝日 年末年始
南児童館	平日 10時00分～18時00分 土曜日 10時00分～17時30分	上之手 2021-3 ☎64-7654	日・祝日 年末年始

※上陽・中央・南児童館は放課後児童クラブ併設

Pick Up!

親子教室

絵本を読んだり、手遊びや簡単な製作などをして
楽しく遊びます。

対象者	町内にお住まいの、1歳から就園前の幼児とそ の保護者(5月から3月まで1年を通して参加で きる方) ※定員メ切りとなります。
募集期間	4月中旬

無料学習支援

ひとり親家庭の小学生や、非課税世帯等の中学生を対
象として、週に1回程度の無料学習会を開催しています。

【問い合わせ先】

◇ひとり親家庭:子ども育成課(3階②番窓口/☎64-7719)

◇非課税世帯等:NPO法人学習塾HOPE(☎027-362-6178)

保育所・幼稚園・認定こども園に通うには

保育所・認定こども園(保育)

子ども育成課 ☎64-7719

保護者が家庭において就学前のお子さんを保育で
きない場合、児童福祉法に基づき、保護者に代わって
保育する場所です。利用には、次のような要件が必要
になります。

- 玉村町に居住する、0～5歳児(利用できる月齢は、
施設によって異なります。)
- 保育所等での保育(集団生活)に支障のないこと。
- 保護者が児童を保育できない状態にあること。

例年、9月頃に翌年度の利用申し込みを受け付け
ています。育児休業明け等で年度途中の利用を希望
する場合も利用の申し込みを必ず行ってください。
年度途中での利用申し込みも随時受け付けていま
すが、利用が難しい場合もあります。

保育料について

4～8月分の保育料は保護者の前年度市町村民税
額、9～3月分の保育料は保護者の当年度市町村民税
額により算出されます。

※年齢要件等により、幼児教育・保育無償化制度の対
象になります(51・52ページ参照)。入所要件や保
育料の詳細については、子ども育成課へお問い合
わせください。

第2子以降保育料・副食費無償化

第2子以降の児童が保育所等を利用している場合、申請により保育料・副食費は無償となります。

町内保育所・認定こども園一覧

保育施設名	開所時間	所在地・電話	休日保育
公立	第1保育所	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00 下新田176 ☎65-2565	
	第2保育所	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:00 角刈5109 ☎65-2566	
	第3保育所	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00 樋越904 ☎65-2567	
	第4保育所	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~13:00 飯倉70 ☎65-2564	
私立	にしきの 保育園 かみのて	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00 上之手1619-5 ☎75-1777	○
	にしきの 保育園 よろくぶ	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00 与六分134 ☎75-4692	○
	玉村おひさま 保育園	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~17:00 上福島310-1 ☎61-7337	
	たまむら 直心保育園	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00 後箇215-1 ☎30-2115	
	認定こども園 マーガレット 幼稚園	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~17:30 南玉758 ☎65-2120	
	フェリーチェ 国際こども園	平日 7:30~19:00 土曜日 7:30~15:30 飯塚328 ☎75-6600	

※実際に利用できる時間は、保護者の就労時間等の条件によって異なります。

幼稚園・認定こども園(教育)

学校教育課 ☎64-7713

就学前のお子さんに、家庭では経験できない社会や文化を提供し、集団生活の中でお子さんの自立心や協調性を育む場所です。玉村町には、公立幼稚園が1か所、認定こども園が2か所あります。入園に関する案内や手続きは各園ごとに行っており、教育・保育認定の1号認定を受ける必要があります。詳細については直接各園にお問い合わせください。

町内幼稚園・認定こども園一覧

	幼稚園名	保育時間	利用定員	所在地・連絡先
公立	玉村幼稚園	月~金曜日 10:00~14:00	180名	板井53-2 ☎65-7701
	マーガレット 幼稚園	月~金曜日 8:30~15:30	45名	南玉758 ☎65-2120
私立	フェリーチェ 国際こども園	月~金曜日 8:30~15:30	120名	飯塚328 ☎75-6600

※マーガレット幼稚園及びフェリーチェ国際こども園は、保育時間前後の預かりも実施しています。

幼児教育・保育無償化制度

学校教育課 子ども育成課

令和元年10月より、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が、無償化されました。

子育て



学校法人玉村学園 認定こども園

マーガレット幼稚園

0.1.2歳児受け入れ
自園調理で温かい給食が召し上がれます。

TEL 0270(65)2120
FAX 0270(75)3181
玉村町 南玉758番地

玉村町 マーガレット 検索

1. 幼稚園(新制度)、保育所、認定こども園等を利用する場合の利用者負担額

●対象者

- ①3歳児から小学校就学前までの子ども(1号認定子どもは満3歳から)
- ②住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子ども

●手続き

施設の利用手続き以外に、特別な手続きはありません。

2. 幼稚園(新制度未移行園)を利用する場合の利用者負担額(※)

●対象者 満3歳から小学校就学前までの子ども

●手続き 認定申請書の提出が必要です。

3. 幼稚園等の預かり保育を利用する場合の利用者負担額(※)

●対象者 保育が必要な3歳児から小学校就学前までの子ども

●手続き 認定申請書の提出が必要です。

4. 認可外保育施設、一時預かり(在園児以外の利用)、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用する場合の利用者負担額(※)

●対象者

- ①保育が必要な3歳児から小学校就学前までの子ども
- ②住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子ども

●手続き 認定申請書の提出が必要です。

※無償化の対象となる利用者負担額には上限があります。詳しくはお問い合わせください。

放課後児童クラブ

子ども育成課 ☎64-7719

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、放課後や土曜日、長期休み等の学校休業日に施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供するものです。1年生から6年生まで利用でき、各小学校区ごとにあります。入所申し込み等のお問い合わせについては、直接各クラブへお問い合わせください。翌年度4月からの利用申請は、例年11月ごろに行っています。

利用時間

※日曜日、祝日、年末年始は休館です。

●公設クラブ

平日 放課後～18:00まで

土曜日 8:30～17:30まで(延長保育はありません)

長期休み 7:45～18:00まで

延長保育 18:00～18:30まで(申請が必要です)

●民設クラブ(がんばりっこクラブにしきの)

平日 放課後～19:00まで

土曜日・長期休み 7:00～19:00まで

読書を通じて言葉を学び、創造を育てましょう



読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものです。しかし、近年では子どもの「読書離れ」が指摘されています。そこで平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、施策の総合的かつ計画的な推進を図られることとなりました。家庭でも読み聞かせなどを通じて子どもたちの未来をより豊かなものにしていきましょう。

出典:文部科学省ホームページ「子どもの読書活動推進」(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/suisin/index.htm)の内容を引用・編集・加工して作成

使用料

公設クラブ

通常使用(一人あたり)

月額6,000円(8月のみ7,000円)

延長使用料 月額最大1,000円

クラブ名	所在地	電話	学校区
玉村小学校放課後児童クラブ	下新田99-1	61-6181	玉村小学校
放課後児童クラブスマイル	下新田602	50-0477	玉村小学校
芝根小学校放課後児童クラブ	飯倉39	27-5610	芝根小学校
上陽児童館放課後児童クラブ	樋越865-2	64-6565	上陽小学校
中央児童館放課後児童クラブ	福島533-2	64-1400	中央小学校
がんばりっこクラブにしきの(※)	上之手1619-5	75-1777	中央小学校 優先
南児童館放課後児童クラブ	上之手2021-3	64-7654	南小学校

※がんばりっこクラブにしきのの使用料は月額9,000円(延長保育料含む)

児童手当

健康福祉課 ☎64-7705

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちに資することを目的として給付される手当です。

詳しくはこちらをご覧ください。



玉村町母子・父子家庭児童および交通遺児修学給付金

子ども育成課 ☎64-7719

義務教育期間中の児童を養育するひとり親家庭等に対し、修学給付金を給付します。

支給額

児童1人につき年間15,000円

特別児童扶養手当

健康福祉課 ☎64-7705

心身に重度または中度の障がいをもつ20歳未満の児童を養育している方に支給されます。(ただし、所得制限があります)。

支給額

[1級]月額53,700円 [2級]月額35,760円

障害児福祉手当

健康福祉課 ☎64-7705

日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の人に支給されます。ただし、社会福祉施設に入所中の人は除かれます。

支給額

月額15,220円

児童扶養手当

子ども育成課 ☎64-7719

ひとり親家庭等の自立を支援することを目的として給付される手当です。離婚等により、父親又は母親と生計を同じくしていない子どもを監護している母又は父、父母に代わり子どもを養育している人、父親又は母親が重度の障害者である家庭の母又は父などに支給されます(所得制限や年金との併給制限があります)。手続き方法については、直接お問い合わせください。

児童虐待かな?と思ったら

全国共有ダイヤル 189

(最寄りの児童相談所に電話がつながります。)

※匿名でも可能です。秘密は守られます。

教育

幼稚園

学校教育課 ☎64-7713

幼稚園について詳しくは、子育てに関する51・52ページを参照ください。

入学、転出、転居するとき

学校教育課 ☎64-7713

入学

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学します。

小学校入学までの流れ

翌年度就学する年になると、入学予定小学校の就学時健診の通知が届きます(9月頃)→入学説明会の通知が届きます(1月頃)→入学通知書が届きます(1月下旬頃)→入学式(4月)

転出

通っている学校に転出する旨をお申し出いただくとともに、お引っ越し先の教育委員会にも予めご連絡ください。学校から必要書類が渡されますので、お引っ越し先へお持ちください。

転居

学校区が変更にならない場合は、通っている学校に住所が変わったことをご連絡ください。学校区が変更になる場合は、通っている学校にお申し出いただき、学校から渡された必要書類を持って、住所変更の手続きをして、学校教育課窓口にお越しください。

奨学金

学校教育課 ☎64-7713

玉村町教育委員会では、田中奨学金、柴田奨学金、大澤奨学金を設置し、当該生徒に支給しています。新規申請の場合は、審査等で承認されます。詳しくは、庶務係までお問い合わせください。

小学校・中学校一覧

学校教育課 ☎64-7713

小学校

学校名	電話番号	児童の在住地(大字)
玉村小学校	65-2304	下新田の一部(主要地方道藤岡・大胡線の以西の地域)(1-1~287、406-1~506、584-1~741-2、903-1~1111-2) 上新田・与六分・板井・斎田 上之手の一部(1370-3~1376-1、1774-1~1780-1、1788-1~1791-10、1807-1~1811-8) 福島の一部(3-8~3-49)
上陽小学校	65-2350	上福島・樋越・飯塚・藤川
芝根小学校	65-2650	下茂木・川井・飯倉・五料・小泉・箱石・下之宮(326-1、326-12~326-16を除く)
中央小学校	65-5609	下新田の一部(主要地方道藤岡・大胡線の以東の地域)(288-1~403-7、507-1~583-2、743-1~902-2、1113~) 上飯島・南玉・後箇・上茂木 福島(3-8~3-49を除く) 下之宮の一部(326-1、326-12~326-16) 上之手の一部(1618-1~1619-12、1743-1~1746-9)
南小学校	65-9000	宇貫・八幡原・角淵 上之手(1370-3~1376-1、1618-1~1619-12、1743-1~1746-9、1774-1~1780-1、1788-1~1791-10、1807-1~1811-8を除く)

中学校

学校名	電話番号	生徒の在住地(大字)
玉村中学校	65-2019	小泉・下之宮・箱石・南玉・福島・斎田・板井・上福島・樋越・飯塚・藤川
南中学校	65-8188	上新田・下新田・与六分・八幡原・宇貫・上之手・角淵・上飯島・後箇・上茂木・下茂木・川井・飯倉・五料

就学援助費

学校教育課 ☎64-7713

町内在住で公立小中学校に在籍するお子さんがいる家庭に、就学費用の一部を補助支給するものです。申請すると所得や世帯の状況などの審査があり認定されます。